

# 神戸市立工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱要綱

制 定 昭和 60 年 7 月 1 日  
最終改定 平成 22 年 11 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における民間等外部機関（以下「民間機関」という。）との共同研究の取扱に関し、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この要綱で「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本校において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受入れて、本校の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- (2) 本校及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本校において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受入れるもの
- (3) 本校及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、研究費等の受入れがないもの

2 この共同研究は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育及び研究に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り行うものとする。

(受入れ原則)

**第 3 条** 本校が研究者を受け入れる場合、次により行うものとする。

- (1) 本校は、民間機関等に属する研究者を「民間等共同研究員」として受け入れること。
- (2) 民間等共同研究員は、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本校に派遣される者であること。
- (3) 校長は、民間等共同研究員の研究料の額を共同研究員 1 人につき年額 420,000 円とし、これを徴収するものとする。ただし、月割り計算はしないものとする。

(受入れ条件)

**第 4 条** 共同研究を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付さなければならないものとする。

- (1) 共同研究は、民間機関等が一方的に中止することができないこと。
  - (2) 共同研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。
  - (3) 納付された経費は、原則として返還しないこと。
  - (4) 共同研究に要する経費及び研究の必要上新たに取得した設備等は、返還しないこと。
- 2 前項の条件は、委託者が国、地方公共団体又は法律により設置された特殊法人の場合は、双方協議のうえ付さないことができる。

(共同研究に要する経費)

**第 5 条** 本校は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行のために、前項により本校が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費等の直接経費及び直接経費の 10% に相当する間接経費を負担するものとする。

(共同研究における設備等の取扱い)

**第 6 条** 直接経費により取得した設備等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第 2 項により、研究の必要上、本校において新たに取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。
  - (2) 研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。
- 2 共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から、直接経費及び間接経費のほか、その所有に係る設備を受入れることができるものとする。この場合における設備の搬入、据付け、運用等の経費及び撤去等に要する経費は、民間機関等が負担するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本校及び民間機関等が共同研究契約において合意した場合、別の取扱いができるものとする。

(本校外での研究)

**第7条** 当該民間機関等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を本校に搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で当該設備が所在する施設での研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、校長は、当該研究担当者に対し出張を命じ、研究に従事させなければならないものとする。

(受入れの決定等)

**第8条** 共同研究の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「共同研究申請書」（様式第1号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の申請書を受けたときは、研究担当者及び当該研究担当者の属する学科長等の意見を徴するものとする。

3 校長は、第1項の申請書の内容が適当であると認めた場合は、研究担当者から共同研究実施計画書（様式第2号）及び共同研究費計算基礎明細書（別表5）を作成させ、所属学科長を経て提出させるものとする。

(契約の締結)

**第9条** 契約担当者は、共同研究の受入れが決定されたときは、共同研究契約書により速やかに契約を締結するものとする。

(変更等)

**第10条** 研究担当者は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じた時は、直ちに学科長を経て校長に申請（様式第3号）し、その指示を受けるものとする。

2 校長は、前項の報告により共同研究の遂行上真にやむを得ないと認めるときは、これを中止し、又は期間を延長することを決定し、その旨を研究担当者及び契約担当者に通知（様式第4号）するものとする。

(特許出願)

**第11条** 校長及び民間機関等の長は、研究担当者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、校長が単独で出願を行うことができる。

(特許権等の実施)

**第12条** 特許権等の実施については、以下に定めるところによる。

2 校長は、共同研究の結果生じた発明につき、市が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「市が承継した特許権等」という。）を当該民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

3 校長は、共同研究の結果生じた発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の指定するものに限り、共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

4 第2項の場合において民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が市が承継した特許権等を、前項の場合において民間機関等の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先的実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、校長は、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。

5 前3項の規定により、市が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、校長は、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

**第13条** 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前2条の規定に準じて取り扱うものとする。

(研究成果の報告)

**第14条** 研究担当者は、当該研究終了後速やかに、研究成果及び所要経費について校長に報告（様式第5号）するものとし、校長はそれを受けて教育長に通知（様式第6号）する。

(その他)

**第15条** この要綱に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。